

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路線名</p>	<p>加藤平沼線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>吉川市大字加藤字後六六一番四 地先から同市大字加藤字後六六 一番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年三月十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十五年六月十四日付 け埼玉県越谷県土整備事務 所長告示第十号における道 路予定区域の供用開始であ る。延長一八・〇〇メート ル</p>